

津市農第272号
令和5年10月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	小舟地区 (小舟)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年9月28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、認定農業者1名に当地区の農地を集積しており、既に地域農地の90%超が集積・集約化済である。今後は、集積・集約化を維持していくために、地域による農業関連施設、特に水路の維持管理活動等と担い手による耕作との連携を図ることが必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物とするが、土地利用型作物による2年3作の栽培体系を確立しているため、当該栽培体系が継続されるよう努める。
・当地区では、担い手への集約化が進んでいるが、地域全体で農地を管理していく仕組みを維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

小舟地内で既に作成されている人・農地プランの区域を原則とし、隣接の土地改良区や河川での分断等を考慮し、区域を設定する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
目標地図に位置づける者に対する集積・集約化を進め、農地利用最適化推進委員等と調整しながら、農地バンクを通じて団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内で農地の貸借が発生した際は、原則として農地バンクに貸し付け、目標地図に位置づける者へ集約化する。その際、農地利用最適化推進委員等と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区において、国補助制度等を活用し、農地の大区画化・汎用化等を実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地区は、目標地図に位置づける者が限定的であるものの、目標地図に位置づける者は地域の担い手であることから、定期的に担い手と話し合う場を設けるなど、継続的に担い手が耕作できるよう、地域と担い手とが相互の協力連携していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除については、目標地図に位置づける者による周辺地区を含めた効率的な実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】
③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
⑨地区内の農道・水路等の施設について、担い手及び地区住民の話し合いにより相互に連携協力し、適切に維持管理していく。